

平成18年度行財政改革委員会の検討事項

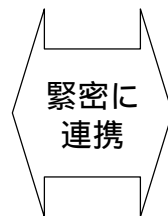
新たな民間活用型公共サービス提供システム の構築に向けて

平成18年7月
川崎市

民間活用型公共サービス提供システムの実現に向けた改革の実施と施策の再構築

川崎市行財政改革プラン(第1次・第2次)

行政体制の再整備
公共公益施設・都市基盤整備の見直し
市民サービスの再構築



新総合計画 川崎再生フロンティアプラン

改革によって目指す川崎再生の姿を具体的に示すとともに、市政運営の基本方針として策定
「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」をめざして7つの基本政策に沿って施策、事業を推進

行財政改革プランにおける基本的な考え方

【前提】民間活力を引き出すこと、受益者負担以外の市民負担の増加を回避すること

【基本】市民が求める質の高いサービスを効率的かつ多様に享受できる環境を作り上げる



施策体系や
サービスの提供体制を
抜本的に見直す

- (1) 市場原理が的確に働く領域・・・「民間にできることは民間で」 民間部門に委ねる
- (2) 市場原理が働かない領域・・・民間で提供するサービスへの適正な監視・指導・支援
- (3) 市場原理が働かない領域で次の条件に該当する場合・・・公共部門がサービス提供

法律等で公共部門による実施が義務づけられている場合

民間部門よりも公共部門が効率的にサービスを提供できる場合

公共部門がサービスの価格や品質を的確に契約管理できない場合

サービス提供の一部を公共部門が担うことによって、市場をより競争的にできる場合

サービス提供の一部を公共部門が担うことによって、提供されるべきサービスの監視・指導に資する場合

新たな民間活用型公共サービス提供システムの必要性

これまでの民間委託等の推進

施策体系やサービスの提供体制を抜本的に見直し、官民役割分担の明確化の推進

守衛業務、電話交換業務、庁舎設備管理業務、庁内印刷業務、調理業務(学校給食・保育所・病院)

市民館等ホール運営業務、図書館書架整理業務、一般ごみ収集業務、水道メーター検針業務 など

これまでは、必要なサービスの提供主体を官から民へ移行することに力点が置かれていた。



民間委託・民営化等をさらに効率的・効果的に推進すべき状況にある

社会経済状況の変化に伴う高度化・多様化する市民ニーズへの対応の質的・量的な限界

地域の課題解決に向けた市民活動の活発化や多様な提供主体の出現

地域の選択と負担に基き、地域にふさわしいサービスを提供する地方分権型社会の到来

ますます求められる行政の透明性、公正性、効率性の確保

限られた財源(厳しい財政状況と依然不十分な国の税源移譲)



新たな民間活用型公共サービス提供システムづくりが必要

[視点・方向性]

事務事業の分析や標準化により競争性を高め、最も適した事業主体の選定手法、事業主体に応じた契約のあり方、行政責任の担保のあり方等をルール化することにより、サービスの質の向上や安定性、継続性を確保することが重要。

[問題点]

本市の事務事業について官民の役割分担の整理

事業採算性と民間事業としての継続性の確保

民間事業者の業務水準を監視する最良のノウハウの確立

委託する水準を明確に委託契約等に盛り込むことが困難な事務事業の存在

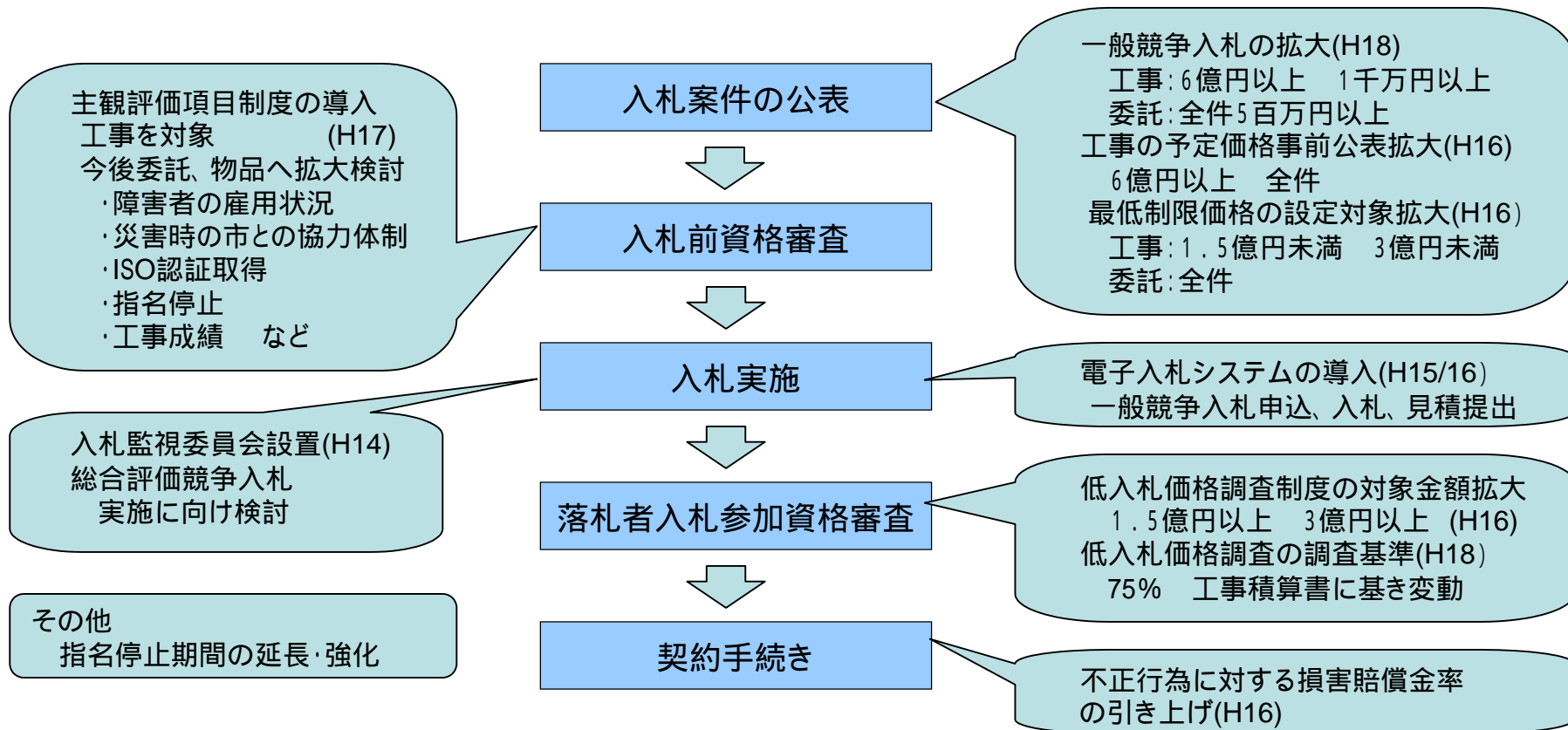
営利を追求する民間企業から、ボランティアを主とする市民団体まで、事業者をより公平に選択するしくみの構築

多様な企業や団体が公共サービスに参加する機会の均等な提供

これらの問題解決のためには、入札・契約制度改革、指定管理者制度の活用、市民活動支援・協働のルールづくりの推進、公共サービス改革法・市場化テストの動き等について現状把握が必要となる。

現状把握1:入札・契約制度改革の取組み

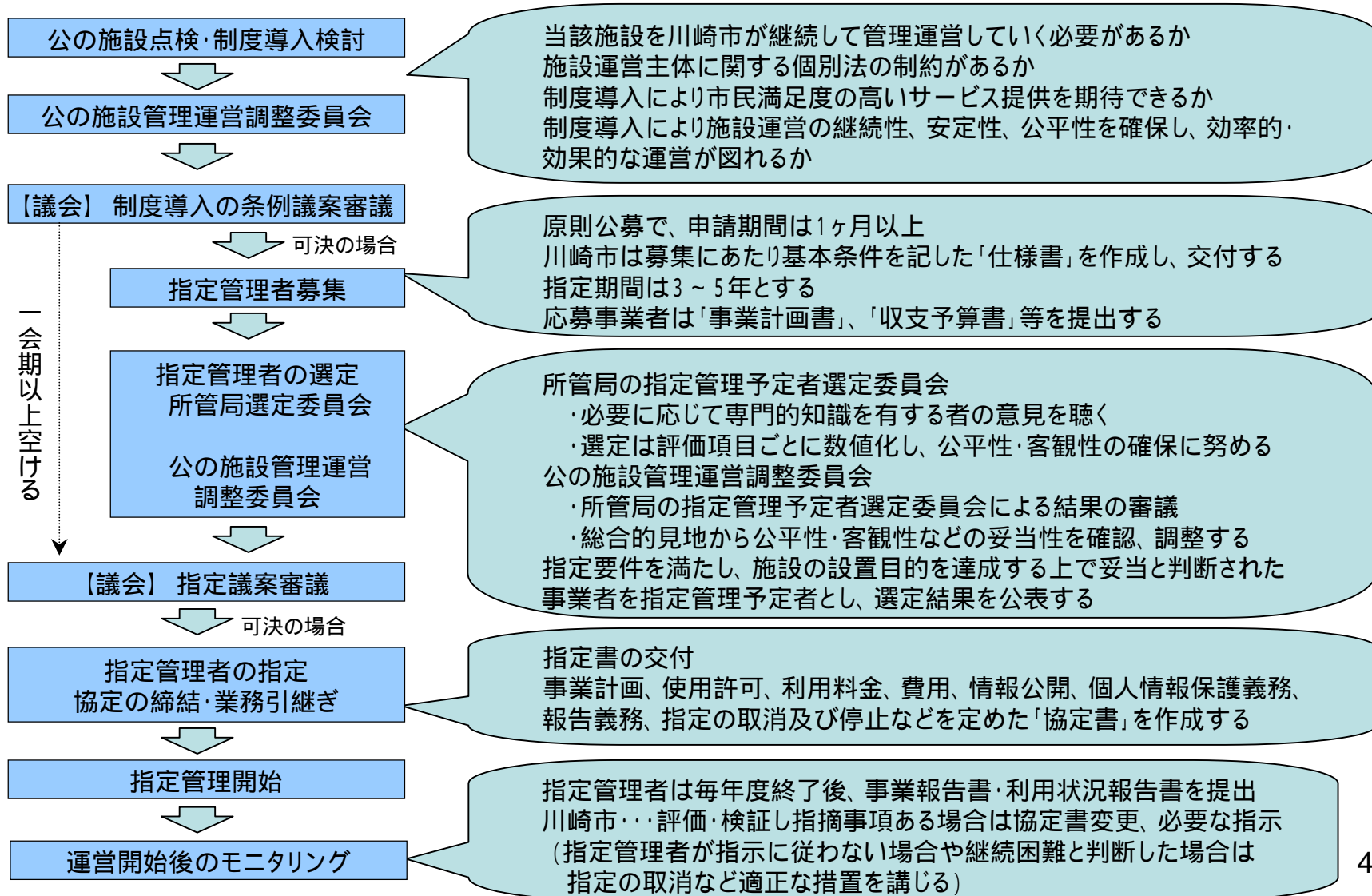
良質な公共サービスの提供のための入札・契約制度の実現
 真に受注意欲と技術力のある企業が、公共サービスの提供主体となり、行政のよきパートナーになる
 環境の整備



現状把握2：指定管理者制度の活用

出資法人等に管理を委託していた公の施設や、直営施設などについて、施設のあり方を検討したうえで、民間事業者による管理代行が可能なものについて指定管理者制度を活用

(平成18年4月現在で170施設に導入、順次活用を図る)



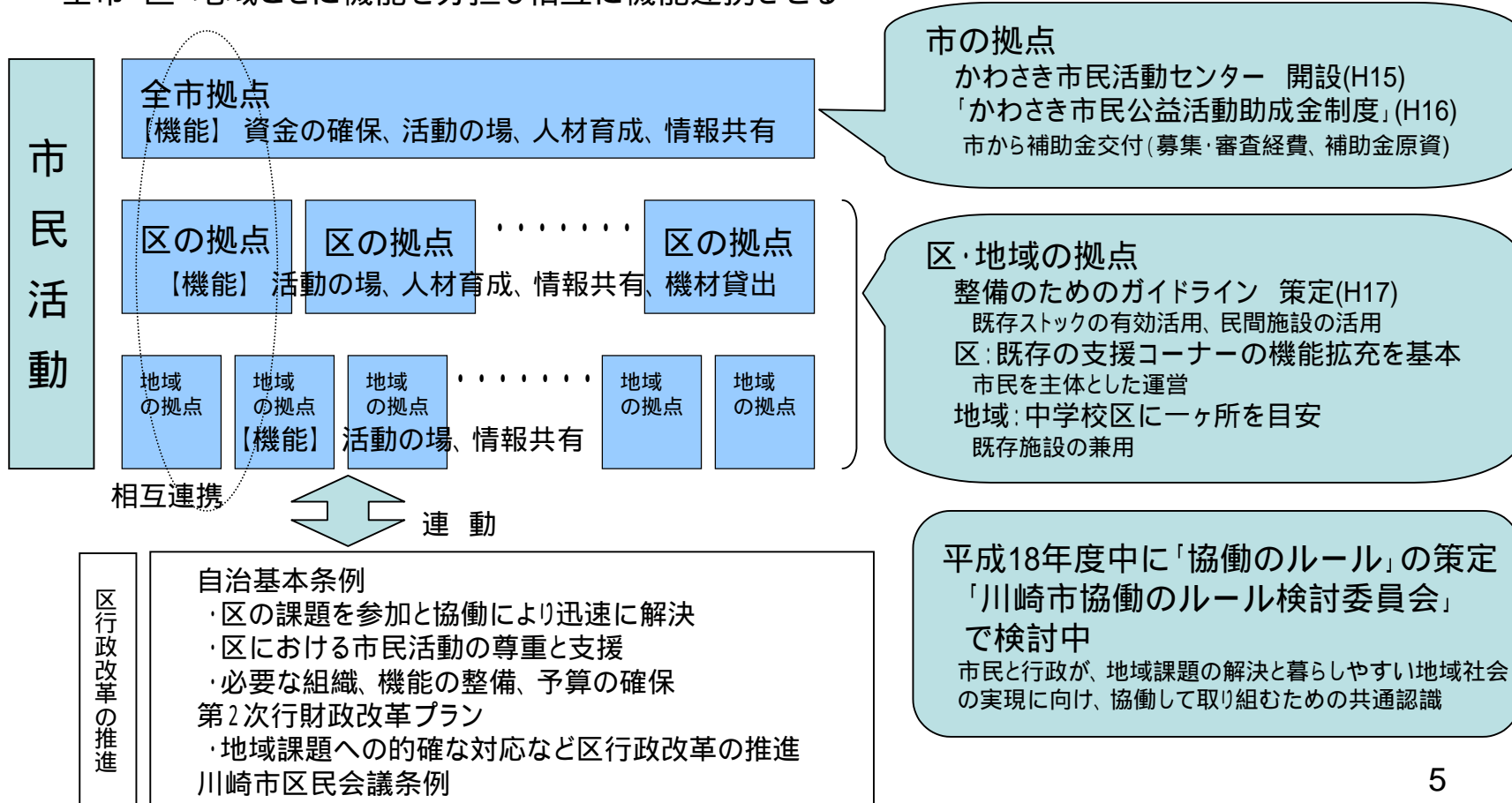
現状把握3：市民活動支援、協働のルールづくりの推進

社会構造が大きく変化の中で、地域の課題解決に向けて市民活動が活発化

これまで行政が主体となって担ってきた領域に、「地域のことは地域で決めて実行する」ことを原則としながら、「協働のルール」をつくり地域の自立や活性化に向けた取組を推進

川崎市市民活動支援指針(H13)

- ・市民活動が自主的・自立的に発展していくための基盤、「活動拠点」の必要性
- ・全市・区・地域ごとに機能を分担し相互に機能連携させる



現状把握4：公共サービス改革法について（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律）

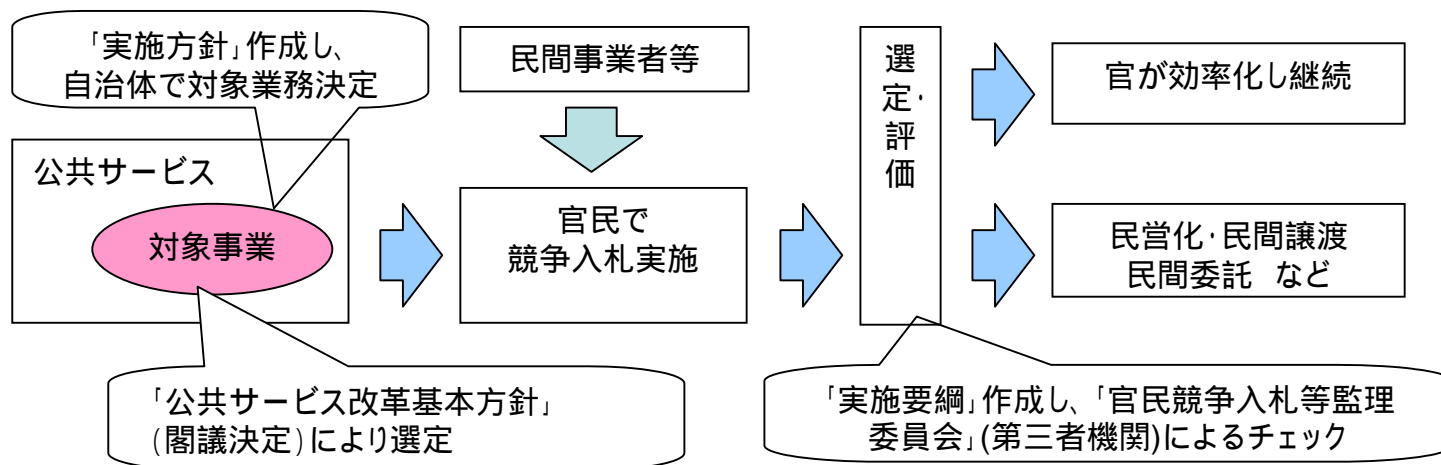
平成18年5月26日 参議院可決（公共サービス改革法成立）

平成18年6月2日 公布

平成18年7月7日 施行

法の趣旨

官民等が対等な立場で入札に参加し、価格・質の両面で最も優れたものがそのサービスの提供を担っていくこととする制度
その背景には、適正な競争を通じ公共サービスの質の向上と経費の削減を行うという理念



法の対象となる事業

第2条第4項1号 必ずしも**国**の行政機関等が実施する必要がない業務

第2条第4項2号 **国等又は地方公共団体**の業務で、法令の特例を適用する業務(特定公共サービス)

毎年、国や地方自治体の要望に基づき、基本指針が閣議決定され、特例(今回は第29条～34条に相当)が示される。

特定公共サービス以外の業務 「自治体の自主市場化テスト」へ(原則、法令等の範囲内)

今回の地方自治体における特定公共サービス

戸籍法等の特例・・・窓口業務(交付の請求の受付・引渡し)

戸籍謄本、外国人登録原票の写し、納税証明書、住民票の写し、

戸籍の附表の写し、印鑑登録証明書

論点の整理

1. 民間委託推進の基本理念
 - 限られた財源の中で、行政の透明性、公正性、効率性を確保し、社会経済状況の変化に伴い高度化・多様化する市民ニーズに対応するためには、新しい民間活用型公共サービス提供システムづくりが必要
2. 民間委託の前提条件の確立(競争性の確保)
 - (1) 事業目的の明確化
 - (2) 業務執行方法の標準化
 - (3) コスト分析手法の確立と官民コスト比較の正確性の確保
 - (4) 民間委託に適さない行政自らが担う役割範囲の明確化
3. 民間委託先の選定方法のあり方
 - (1) 受託事業者の参加資格要件や安定性評価手法
 - (2) 事業者のノウハウや創意工夫を評価できる選定手法
4. 民間委託先との契約のあり方
 - (1) 契約解除事由、不法行為責任、履行責任の明確化
 - (2) 個人情報保護、守秘義務等のあり方
 - (3) 長期契約(指定管理者制度など)の場合の安定性、継続性、責任の担保等の考え方
5. 民間委託先のモニタリングのあり方
 - (1) 事業主体の変更に左右されないサービス水準維持のための手法
 - (2) サービス水準の向上を目的とした事業者へのインセンティブとペナルティの考え方
 - (3) サービス水準の維持や業務の連続性担保のための事業者執行体制に対する考え方
6. 市民協働によるサービス提供のあり方
 - (1) 市民団体、NPO、企業など地域の多様な主体と協働するためのルールづくり
 - (2) 委託先の選定方法…地域の発意による提案や住民参加を目的とする案件等と市場原理との整合性
 - (3) 地域団体との契約…営利を目的とする企業への委託契約との差別化の可能性